

新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期乗車券・回数乗車券のお取扱いについて

ゆりかもめでは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い 2021 年 1 月 7 日（木）に政府より発出された 1 都 3 県を対象とする緊急事態宣言の受け、定期乗車券、回数乗車券につきましては、払戻しのお申し出日について下記の通りお取扱いいたします。

記

1. 対象となるお客様

2021 年 1 月 7 日（木）に 1 都 3 県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）を対象とした緊急事態宣言が発出されたことに伴い、定期乗車券、回数乗車券の使用を中止するため、払戻しを希望されるお客様。

※ ご注意ください。

- ・通常の払戻しと同様に、手数料220円を頂きます。
- ・定期券の払戻をご希望されるお客様は、対象の定期乗車券をご使用にならないようお願いいたします。
- ・新たな定期乗車券を購入される場合は、購入の前に払戻しをお済ませください。（対象の定期券情報が確認できなくなり払戻しをお受けいただけなくなります。）
- ・払戻額の計算方法や必要な証明書等については、ゆりかもめホームページでご確認いただけます。

（定期券）<https://www.yurikamome.co.jp/ticket/about/regular.html>

（回数券）<https://www.yurikamome.co.jp/ticket/about/many.html>

2. 対象となる乗車券

(1) 定期乗車券（但し、次に掲げる条件を全て満たすもの。）

- ① 2021 年 1 月 7 日（木）までに購入されたものであって、緊急事態措置期間（2021 年 1 月 8 日から緊急事態措置期間を行う期間の最終日まで）の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと。
- ② 券面表示区間（定期乗車券は連絡会社線区間を含む）に緊急事態措置の対象となっている都県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）に所在する駅が含まれていること。

(2) 回数乗車券

- ① 2021年1月7日までに購入されたものであって、緊急事態措置期間(2021年1月8日から緊急事態措置期間を行う期間の最終日まで)の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと。

3. 払戻しのお申し出をしたものとみなす日

(1) 定期乗車券

- ① 2021年1月7日までに有効開始となる定期乗車券
2021年1月7日

注: ただし、2021年1月8日(金)以降の日に定期乗車券を使用した場合、当該定期乗車券を最後に使用した日となります。

- ② 2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券
 - ア 未使用の場合
当該定期券の有効開始前の前日
 - イ 使用した場合
当該定期乗車券を最後に使用した日

- (例1) 2020年12月9日から有効の定期乗車券を、2021年1月7日以降一度も使用することなく払いもどしを行う場合、同年1月7日を払戻し申出日とみなして払戻しいたします。
- (例2) 2021年1月4日から有効の定期券を、同年1月12日まで使用した後に、その後利用しなかった場合は、同年1月12日を払戻し申出日として払戻しいたします。
- (例3) 2021年1月12日から有効の定期券を、同年1月15日まで使用した後に、その後利用しなかった場合は、同年1月15日を払戻し申出日として払戻しいたします。

(2) 回数乗車券の取扱い

2021年1月8日以降を有効期間に含む回数乗車券の場合、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして払戻しいたします。

4. 払戻し可能期間

緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

例)2021年2月7日(日)に緊急事態措置が終了した場合は、2022年2月7日(月)までとなります。

5. 払戻し取扱い駅

(1) 定期乗車券

ゆりかもめ新橋駅・豊洲駅の定期券発売所
営業時間 8:00~20:00

(2) 回数乗車券

ゆりかもめ新橋駅・豊洲駅の駅事務室

(3) その他

○ゆりかもめの各駅から払戻し取扱い駅へお越しの際は、対象の定期乗車券・回数券は使用せず、普通乗車券または別の IC 乗車券をご使用ください。購入後、乗車分の運賃を払戻しいたします。

なお、払いもどし額等のご不明点については、駅係員又はインターホンでおたずねください。

○払戻し可能期間内であれば払戻額に変わりありません。混雑防止にご理解ご協力をお願いいたします。

以上